

○福島地方水道用水供給企業団請負工事 監督規程

〔平成 15 年 3 月 13 日
管理規程第 11 号〕

改正 平成 24 年 4 月 1 日管理規程第 3 号

（趣旨）

第 1 条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団が執行する請負工事（以下「工事」という。）について、福島地方水道用水供給企業団会計規程（平成 15 年管理規程第 8 号。以下「会計規程」という。）第 127 条に規定する監督員（以下「監督員」という。）の執務に関して必要な事項を定めるものとする。

（監督員の構成の原則）

第 2 条 監督員は、関係法令及びこの規程の定めるところに従い、公正を旨とし厳正かつ的確な工事の完成を期するものとする。

（準拠事項）

第 3 条 工事の監督は、契約書に定めるもののほか、福島地方水道用水供給企業団工事請負契約約款に基づく設計図書により行うものとする。

（監督員の職務）

第 4 条 監督員は、上司の指揮を受けて次に掲げる工事施工上必要な職務を行うものとする。

- (1) 調査、測量等
- (2) 関係官公署、民間機関等に対する諸手続
- (3) 工事費内訳明細書の内容の検討
- (4) 工事工程表の検討
- (5) 施工図の検討及び承認
- (6) 受注者に対する指導及び監督
- (7) 施工に必要な立会い及び検査
- (8) 工事出来高の確認
- (9) 材料の試験及び検査
- (10) 変更設計書の作成

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団請負工事監督規程）

(11) 関係帳簿及び資料の整理

（施工準備及び工事完成手段）

第5条 監督員は、あらかじめ工事現場の状況を把握し、設計図書に基づき受注者の工事施工計画書を検討の上、工事が完全に施工されるよう受注者に対して必要な指示をするものとする。この場合において、疑義があるときは、その処理について上司の指示を受けなければならない。

2 監督員は、丁張りその他工事の基準に関して受注者と連絡を密にし、遅滞なく検査を行わなければならない。

（工程管理）

第6条 監督員は、工程管理に努め、工事が工期内に完成するよう受注者を指導するものとする。

2 監督員は、工事が工期内に完成が危ぶまれるときは、上司に報告するとともに、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（下請負）

第7条 監督員は、受注者があらかじめ契約権者の承諾を得ずに第三者に工事の全部又は大部分を一括して請け負わせている事実を発見したときは、上司に報告するものとする。

（工事関係者に関する措置）

第8条 監督員は、現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる者があるときは、上司の指示を受けるものとする。

（工事監督記録）

第9条 監督員は、設計図書に基づく指示、工事立会い及び材料検査等の結果の指示等で別に定める工事内容変更通知書以外の指示については、請負工事指示書・検査等結果書（様式第1号）により行い、上司の認印を受け、文書は、目次を付けて整理しておくものとする。

2 前項の文書は、設計図書とする。

3 監督員は、工事の監督を行うときは、監督記録（様式第2号）を常に携行して、その都度監督事項を記録する。

（現場発生品）

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団請負工事監督規程）

第10条 監督員は、工事の施工にともない、現場発生品が生じたときは、受注者から現場発生品とともに引渡場所及び日時を指定して、当該発生品を受け取るものとする。

2 監督員は、受注者から現場発生品の使用の申出があったとき、又は監督員が現場発生品を使用する必要があると認められるときは、設計変更を行う等適切な処理をするものとする。

（工事の下検査）

第11条 監督員は、工事が完成し、又は部分完成したときは、当該工事の下検査（様式第3号）を行い、担当係長の検査を受けなければならない。

（検査の準備）

第12条 監督員は、工事完成の届出又は部分払の請求があったときは、設計図書又は出来高調書を整理し、速やかに受注者に受検の準備をさせるものとする。

2 前項の場合において準備する資料及び記録は、次のとおりとする。

（1）監督員が準備する資料及び記録

ア 工事請負契約書及び設計図書

イ 工事成績表定評

ウ 監督記録簿

エ その他の関係資料

（2）受注者が整理し、監督員に提出する資料及び記録

ア 施工管理の結果資料

（ア）出来形管理

（イ）品質管理

（ウ）写真管理

イ 社内検査の結果資料

ウ 設計図書で指示した工事材料の試験結果表

エ 設計図書で指示した施工立会いの記録

オ 工事日誌

カ その他関係資料

3 監督員は、検査が行われるときは、あらかじめ受注者から提出された社内検査の結果資料に基づいて工事内容を確認するものとする。

（出来高の確認）

第6編 財務（福島地方水道用水供給企業団請負工事監督規程）

第13条 監督員は、受注者から契約書による部分払の請求又は契約解除による既成部分の引取請求があったときは、対象となる部分の出来高を遅滞なく確認し、出来高内訳書を作成しなければならない。

（委任）

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日管理規程第3号）抄

この規程は、平成24年4月1日から施行する。